

## 第 2 2 回参議院議員通常選挙における期日前投票所 及び投票所における段差解消等への対応

(平成 2 2 年 9 月 2 4 日現在速報値)

### ● 期日前投票所

期日前投票所数 4, 6 4 2 カ所

① うち入口に段差のあるもの 6 3 8 カ所

うち措置あり 6 3 4 カ所

うち措置なし 4 カ所

② 入口と同一フロアにないもの 1, 0 5 4 カ所

うち措置あり 1, 0 5 2 カ所

うち措置なし 2 カ所

### ● 投票所

投票所数 5 0, 3 1 1 カ所

① うち入口に段差のあるもの 2 7, 4 0 8 カ所

うち措置あり 2 7, 3 9 3 カ所

うち措置なし 1 5 カ所

② 入口と同一フロアにないもの 8 5 3 カ所

うち措置あり 8 4 7 カ所

うち措置なし 6 カ所

# 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について (抜粋)

〔平成 22 年 6 月 29 日〕  
閣 議 決 定

政府は、障がい者制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（平成 22 年 6 月 7 日）（以下「第一次意見」という。）を最大限に尊重し、下記のとおり、障害者の権利に関する条約（仮称）（以下「障害者権利条約」という。）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るものとする。

## 記

### 第 2 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

第一次意見の第 3 を踏まえ、以下のとおり障害者制度改革の推進を図るものとする。

#### 3 個別分野における基本的方向と今後の進め方

以下の各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、横断的課題の検討過程や次期障害者基本計画の策定時期等も念頭に置きつつ、改革の工程表としてそれぞれ検討期間を定め、事項ごとに関係府省において検討し、所要の期間内に結論を得た上で、必要な措置を講ずるものとする。

#### (9) 政治参加

- 障害者が選挙情報等に容易にアクセスできるよう、点字及び音声による「選挙のお知らせ版」について、今年執行予定の参議院選挙において全都道府県での配布を目指す。政見放送への字幕・手話の付与等については、関係機関と早急に検討を進め、平成 22 年度内にその結論を得る。
- 投票所への困難なアクセスや投票所の物理的バリア等を除去するための具体的方策として、投票所への移動が困難な選挙人の投票機会の確保に十分配慮するとともに、今年執行予定の参議院選挙において、投票所入り口の段差解消割合が 100%（人的介助を含む。）となるよう、市町村選挙管理委員会の取組を促す。